

**「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務委託事業者  
募集要項**

**1. 適用範囲**

本要項は、「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

**2. 委託業務の概要**

**(1) 業務名**

「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務

**(2) 目的**

なら記紀・万葉プロジェクトは、歴史文化資源を多角的に活用し、ストーリー性を重視した歴史へのアプローチにより、国内外の多くの方々に歴史を追体験してもらい歴史活用プロジェクトである。歴史的記念年等に合わせて主要テーマを設定し、それぞれの時代を考えることにつながる取り組みをすすめるとともに、奈良県各地が登場する歴史関連書物の掘り起こしや整理、情報発信を行っていくこととしている。

2022年は壬申の乱1350年の節目の年となることから、プロジェクトの主要テーマを「壬申の乱」とし、それに続く2023年の主要テーマは「天武・持統天皇とその時代」とする。主要テーマ等を軸に、記紀・万葉関連事業を拡充していくため、インターネットによる情報発信や広報ツールの制作、交通・新聞・雑誌媒体などを用いた広告等により事業内容を広く周知し、より多くの方々に本県の歴史文化資源の魅力を感じていただく取り組みとする。それにより県内外からの誘客に繋げ、多くの方々が歴史と対話し、自ら学び考える機運の醸成を目指す。

**(3) 委託内容**

①計画・準備

②主要テーマ等を効果的に周知するための広報ツール制作業務

ア) チラシ(イベントガイド)・ゆかり地マップ・ポスター・バナースタンドの広報ツール制作

イ) デジタルサイネージの制作と放映

ウ) その他の手段による広報

③県内外からの誘客を促進するための広告展開業務

④インターネットを活用した広報業務

ア) 主要テーマ等の効果的な情報発信、ホームページの更新・管理

イ) 今後の主要テーマ等の事業展開も見据えた新たなコンテンツページの作成

⑤①～④の業務に共通する事項は次のとおりである。

ア) 監修

イ) 打合せ協議

ウ) 業務の取りまとめ、事業実施報告書の作成

※詳細は別紙「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務委託仕様書(以下「仕様書」)に記載。

**(4) 企画提案書等作成に係る経費**

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

### (5) 委託料上限額

金8,000千円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)を限度とする。

### (6) 履行期間

契約締結日から令和5年3月22日まで

## 3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5「役務の提供(広告・イベント業務)」に登録されていること。
- (8) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (9) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10)及び(11)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 同種又は類似の同規模業務(同規模とは委託料の100分の70以上のものをいう)を過去5年間(平成29年4月1日～令和4年3月31日)に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

## 4. 日程

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 令和4年4月28日(木) | 公告              |
| 令和4年5月17日(火) | 参加表明書提出締切、質問票締切 |
| 令和4年5月25日(水) | 企画提案書等提出締切      |

令和4年6月 1日(水) 選定審査会開催(プレゼンテーション実施)

令和4年6月 2日(木) 委託事業者決定

## 5. 手続き等

### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課 文化資源係

TEL:0742-27-8975 FAX:0742-27-0213

電子アドレス:bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

### (2) 質問の受付

質問は次のとおりとする。

○受付期間 令和4年5月17日(火)15時00分まで

○受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る。質問票(様式6)に質問事項を記載のうえ送信。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 担当部局に同じ

○回答方法 インターネットホームページ「奈良県文化資源活用課ホームページ」に随時、公表する。

個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

### (3) 参加表明書(様式1)の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 令和4年5月17日(火)15時00分まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡

### (4) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 令和4年5月25日(水)10時00分まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 持参または郵送に限る。

(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。)

○提出物

①参加申込書(様式2)【原本1部】

②企画提案書(様式任意 サイズはA4 20ページ以内)【原本1部 コピー7部】

1)業務実施方針

・企画のポイント

2)主要テーマ等を効果的に周知するための広報ツール制作業務

・チラシ(イベントガイド)について「壬申の乱」、「天武・持統天皇とその時代」をテーマにしたデザイン案(表面・裏面)を各1種提案すること。

※仕様書記載の目的に沿った具体的なイメージやコンセプトを提案すること。

- ・ポスター、のぼり、バナースタンドの広報ツールについては、2022年の主要テーマである「壬申の乱」、2023年の主要テーマである「天武・持統天皇とその時代」、ノベルティについては「なら記紀・万葉プロジェクト」に即したものであり、幅広い層に魅力があるものを提案すること。

#### 3) 県内外からの誘客を促進するための広告展開

- ・誘客促進のための広告展開案

※県内外からの誘客を促進するための効果的かつ具体的な広告展開を提案すること。なお、広報にあたっては特定の年代だけでなく、幅広い年齢層を狙ったものとする。

#### 4) インターネットを活用した広報業務

- ・2022年の主要テーマである「壬申の乱」を題材とした、歴史との対話を通じ、自ら学び、県内ゆかり地への来訪を促す新たなコンテンツページの構成及びデザイン案
- ・2023年の主要テーマである「天武・持統天皇とその時代」を題材とした、歴史との対話を通じ、自ら学び、県内ゆかり地への来訪を促す新たなコンテンツページの構成及びデザイン案

#### 5) 準備から業務が完了するまでの工程計画

- ・工程計画
- ・各コンテンツ作成における監修者

#### 6) 運営体制のフロー図

### ③事業者概要書(様式3)【原本1部】

- ・会社概要などがあれば添付すること。

### ④類似業務受注実績(様式4)【原本1部 コピー7部】

- ・過去5年間(平成29年4月1日～令和4年3月31日)の成果物などを添付すること。  
(複数ある場合は、3点まで記載すること)
- ・歴史文化資源をテーマとしたイベントを実施したことがある場合は、優先的に添付すること。

※過去の人々の営みに関わる領域の文化資源を「歴史文化資源」と定義。「歴史文化資源」の範疇には、文化財に代表される「現場・現物」及び、文献の記載内容、伝承、人物情報などに代表される「抽象概念」の両方を含む。

### ⑤委託業務実施体制(様式5)【原本1部 コピー7部】

### ⑥見積書(様式任意)【原本1部 コピー7部】

- ・宛先は「奈良県知事 荒井正吾」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。  
(各項目の数量、単価が判断できる内容とする。)

※ただし、②、④～⑥のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

## 6. 委託事業者の選定

### (1) 企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、「なら記紀・万葉プロジェクト」広報業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ審査会の合議により認められた者を

契約の相手方として選定する。但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は受託者として選定しない。提案者が2者に満たない場合は、全ての審査項目について各委員の合計得点が6割以上で、かつ審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。

- 1) 本委託業務の実施目的をよく理解した提案であるか。(10点)
  - 2) 広報ツールの企画・立案が魅力的な内容であるか。(20点)
  - 3) 県内外からの誘客促進広報展開の企画・立案が魅力的な内容であるか。(10点)
  - 4) インターネットを活用した広報の企画・立案が魅力的な内容であるか。(30点)
  - 5) 妥当性が高い業務実施計画であるか。(10点)
  - 6) 本業務を遂行できる業務受託体制であるか。(10点)
  - 7) 提案内容に応じて妥当な見積積算がされているかどうか。(10点)
- ②応募資格を満たした者を対象にプレゼンテーションを令和4年6月1日(水)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(5月30日(月)頃予定)。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

## (2) 事業者との契約

- ①選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - 1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
  - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅

滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

### (3) その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

## 7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県文化資源活用課の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。